

権利擁護業務以外の業務における基幹型地域包括支援センターのあり方について

1 権利擁護業務以外の各業務の課題抜粋

令和3年度より、基幹型地域包括支援センターのあり方を検討するために、基幹型包括の業務の課題等についてヒアリングを実施した結果、課題は権利擁護業務とその他の業務の2つに大別された。

そのうち、権利擁護業務の課題については、前回は報告しご意見をいただいたため、今回はその他の基幹型包括業務の課題から基幹型包括のあり方を検討する。〔ヒアリング内容の詳細は資料4（参考資料）参照〕

【ヒアリング内容まとめ】

業務項目	課題
1 地域型地域包括支援センター統括業務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型包括との情報共有や各種業務の方向性の統一。 ・基幹型包括と地域型包括が共通で使用している地域包括ケアシステム「スマイルコンパス」の相談記録等の入力や事業実績報告の確認、マニュアルの修正・周知。
2 地域ケア会議関係	<ul style="list-style-type: none"> ・機動性と質を担保した地域ケア会議マニュアルの作成。 ・地域ケア会議開催の目的や進行方法等の事前準備。 ・圏域内の他の地域ケア会議との課題の共有。 ・抽出された地域課題について地域資源の開発等の検討。
3 総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応に関連する利用可能な制度等の知識と経験。 ・地域型包括への後方支援の実施や相談支援力向上のための研修。
4 ケアマネジャー支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー指導のための、地域型包括の共通認識と豊富な知識。 ・会議や研修に関するケアマネジャーの要望聴取や日程調整。 ・総合事業に関する相談対応に対する知識と経験。 ・介護予防支援等マニュアルの修正と周知。 ・介護予防支援等の一部委託契約の事務処理。
5 介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施方法や実績報告等の書式等統一。 ・地域型包括からの相談対応に関する知識と経験。 ・地域型包括職員どうしの情報共有や課題検討の集約。
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者実態調査業務の実施。 ・伊丹市高齢者地域見守り協定の実施。

- 2 上記「1」の権利擁護業務以外の各業務の課題から抽出した懸案事項
権利擁護以外の各業務の課題から、1)～4)の懸案事項を抽出した。

1) 地域型包括業務の各種手順や書式等の統一

地域型包括における業務の事務手順やルールの一貫、業務マニュアルの作成等により、地域型包括の業務の水準を揃える必要がある。

課題	原因
<ul style="list-style-type: none"> ・全地域包括と情報共有、「スマイルコンパス」の入力マニュアルの作成等を基幹型包括が担っているが、地域型包括のデータ入力の誤り等で修正依頼を繰り返すことが多く、労力がかかる。 ・地域型包括が提出した実績報告等を基幹型包括がとりまとめ、市に提出することになっているが、提出に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹型を含むと10か所の包括があり、運営法人の考え方や地域特性の違い、職員の入れ替わり等のため、常時周知を図っているが統一できていない。 ・基幹型包括・地域型包括ともに権利擁護業務等、他の業務と並行してデータ処理をすることになるため、後回しになりがちである。
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な地域ケア会議についてマニュアルの作成をし、それに基づいて地域型包括や生活支援コーディネーター等と事前の資料作成・打ち合わせ等を行っており、準備に労力がかかる。また、開催したい時に随時開催できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型包括が地域ケア会議を実施しやすいマニュアルになっていない。

2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る業務について

介護予防支援等の地域型包括と居宅介護支援事業所との一括契約事務や居宅介護支援事業所に関する届出、ケアマネジャーの相談・助言を行える体制の維持について検討が必要である。

課題	原因
<ul style="list-style-type: none"> ・地域型包括と居宅介護支援事業所との契約事務について報酬改定時等の事務処理が膨大であり、時間と労力を要する。 ・居宅介護支援事業所の職員等に変更があった場合や、新規契約または契約終了の書類の確認、「スマイルコンパス」の登録等に時間がかかる。 ・主任介護支援専門員の資格更新のための研修受講証明書を発行する際に、過去5年間分に研修受講履歴の確認が必要なため、時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型包括の事務負担軽減のため、介護予防支援等の地域型包括と居宅介護支援事業所の契約について、基幹型包括が代表して一括契約を担っている。 ・地域型包括の事務負担軽減のため、受講証明書の発行は基幹型包括がとりまとめている。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域型包括や居宅介護支援事業所に対して、介護予防支援等の考え方や作成する書類について等、統一した認識を持ってもらうことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・9か所の地域型包括、約50か所の居宅介護支援事業所があり、職員の入れ替わりで情報共有が図れていないことや経験年数が異なり、知識に差があることが考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度改正時に基幹型包括に対して、ケアマネジャーからの介護予防・日常生活支援総合事業に関する相談が増えるが、対応に時間がかかり、基幹型包括では回答できないこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正時は国や市の方針も決定しておらず、これまでの経験を基に法的な根拠を探し回答する等、豊富な知識と経験が必要である。 ・市と基幹型包括が速やかに連携し、市の迅速な対応が必要となる。

3) 人材育成について

地域型包括職員の総合相談・権利擁護業務への対応力向上や地域型包括業務の知識の習得等のため、全地域型包括を対象にした研修や、職種ごとに助言・指導を行える体制の維持に関する検討が必要である。

課題	原因
<ul style="list-style-type: none"> 各種研修を行う際に、地域型包括職員やケアマネジャーの要望を確認しながら日程や内容の調整を行うが、決定までに時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域型包括職員、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの経験年数等によって、受講したい内容が異なり、可能な限り要望に沿う様に調整している。 他の業務との兼ね合いや費用の問題もあり、各々の地域型包括・居宅介護支援事業所では開催できないような研修内容や講師調整を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> 地域型包括職員からの業務に関する助言・指導を行うため、経験豊富な職員を継続して配置する必要がある。 職員の退職後、職種によっては補充が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容は制度や業務内容等、多岐に渡る。包括業務を担当した知識と経験に基づき助言・指導を行うには、相応の力量が求められる。

4) その他業務の整理

伊丹市社会福祉協議会に市が委託している業務や独自の業務のうち、基幹型包括の業務の配分について調整を図る必要がある。

課題	原因
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者実態調査や伊丹市高齢者地域見守り協定事業等の業務にかかる時間と労力が大きくなっており、本来の基幹型包括の業務を圧迫している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市から社会福祉協議会に委託している業務であるが、社会福祉協議会内で基幹型包括への担当割の比重が大きい。

3 権利擁護業務以外の業務に係る懸案事項の解決に向けた体制等の検討

1) 事務方法等の改善による対応策

①マニュアル等の作成・周知

- ・地域型包括職員やケアマネジャーが理解しやすい各種マニュアルを作成する。
- ・「スマイルコンパス」への入力の際に、地域型包括職員が間違いやすい箇所について、引き続き周知を図る。

②業務方法等の見直し

- ・権利擁護業務のあり方や社会福祉協議会内での業務について見直すことで、基幹型包括の業務をスムーズに行う。

③職員のスーパーバイズ機能の向上

- ・地域型包括やケアマネジャーに助言・指導（スーパーバイズ機能）を行うためのノウハウやスキルの向上をめざして、各職種との情報共有や研修への参加等、人材育成の強化を図る。

2) 各体制のメリットとデメリット

①現行体制を維持した場合

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業や統計処理について、現在のルールや書式を大幅に変更することなく継続できる。 ・地域型包括やケアマネジャー業務を理解した上で、3職種それぞれの役割や機能を理解し、相談や助言ができる。 ・過去に地域型包括としての業務経験がある職員が社会福祉協議会内にいるため、人事異動があってもスキルやノウハウが蓄積されている。 ・地域型包括と居宅介護支援事業所の一括契約が継続でき、関連する届出関係の事務等、一括管理ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護業務や社会福祉協議会内のその他業務に時間を要しており、統計処理やマニュアルの見直し等が遅れる。 ・職員退職後の補充が難しい。 ・市への「スマイルコンパス」の導入について検討する必要がある。

②基幹型包括を廃止して市が業務を担う場合

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の実績報告や統計処理について、地域型包括から直接市に提出されるため、活動内容の把握までの時間が短縮できる。 ・ケアマネジャーより直接市が相談を受理するため、課題の把握と対応までの時間が短縮できる。 ・地域型包括やケアマネジャーの意見等が直接市に伝わり、集約・施策化できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型包括の事業計画の作成や地域型包括の職種どうしの会議、ケアマネジャー支援のための巡回訪問等、これまで基幹型包括がとりまとめていた一部業務に関して、地域型包括が主体となって進めていく必要がある。 ・地域型包括と居宅介護支援事業所の一括委託契約は市では担えないため、各地域型包括が各居宅介護支援事業所と契約を行う、もしくは地域型包括受託法人のいずれかが代表受領委任を受けて契約締結事務を実施する必要がある。 ・地域包括の業務に携わった経験のない職員が配置されることもあり、地域型包括への助言・指導を適切に行うことが困難になる等の可能性がある。 ・市には主任ケアマネジャーが配置されていないため、配置のための人材確保が必要である。 ・各種事業の統計処理や情報共有のため地域包括ケアシステム「スマイルコンパス」の市への導入が不可欠になる。

4 各体制による地域型包括や居宅介護支援事業所への業務の影響について

1) 現行体制を維持した場合

**基本的には地域型包括や居宅介護支援事業所への影響はない。
基幹型包括の業務の調整と効率化は必要。**

- ・ 権利擁護業務やその他の社会福祉協議会内での業務を整理することにより、各種マニュアルの見直しや研修開催等に時間を費やすことができる。また、地域型包括・居宅介護支援事業所の業務効率化を図ることができる。

2) 基幹型包括を廃止して市が業務を担う場合

**各地域型包括が担うべき業務や事務が増加するものがある。または、
地域型包括を運営する法人のいずれかで集約する等の調整が必要。**

- ・ 地域型包括の事業計画について、各地域型包括で作成する。
- ・ 介護予防支援等の一部委託契約について、各地域型包括と居宅介護支援事業所が個々に契約する。もしくは、地域型包括を受託している社会福祉法人のいずれかが、現在の社会福祉協議会（基幹型包括）と同様に、代理受領委任を受けて一括で委託契約を行う。
- ・ 主任介護支援専門員の資格更新のための研修受講証明書について、地域型包括主体の研修や事例検討会においては、各地域型包括で管理・交付する。
- ・ 老人ホーム入所判定委員会の委員について、各地域型包括のセンター長が就任する。
- ・ 居宅介護支援事業所の巡回訪問の担当割を再編し、地域型包括のみで担うことにより、地域型包括が訪問する箇所数が増える。
- ・ 地域密着型サービス事業所運営推進委員会の担当割を再編が必要である。

⇒ 本資料の検討課題に係る対応については、

- 現行体制と市が役割を担う場合のいずれにおいても同様の改善が必要
- しかしながら、市が役割を担う場合には地域型包括が担う役割や業務量の増加が見込まれる

ことから、基幹型包括の廃止は望ましくないと考えられる。